



つくばみらい市告示第158号

令和5年度つくばみらい市新型コロナワクチン個別接種促進協力金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年11月16日

つくばみらい市長 小田川



令和5年度つくばみらい市新型コロナワクチン個別接種促進協力金交付要綱の一部を改正する告示

令和5年度つくばみらい市新型コロナワクチン個別接種促進協力金交付要綱（令和5年つくばみらい市告示第119号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「8月31日」を「9月3日、9月4日から11月5日、11月6日から12月31日」に改める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の令和5年度つくばみらい市新型コロナワクチン個別接種促進協力金交付要綱の規定は、令和5年8月15日から適用する。

令和5年度つくばみらい市新型コロナワクチン個別接種促進協力金交付要綱(令和5年つくばみらい市告示第119号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(交付対象診療所)</p> <p>第4条 協力金の交付の対象となる診療所は、市内に所在するものであって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 週100回以上の個別接種を令和5年5月1日から7月2日、7月3日から9月3日、9月4日から11月5日、<u>11月6日から12月31日</u>のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(交付対象診療所)</p> <p>第4条 協力金の交付の対象となる診療所は、市内に所在するものであって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 週100回以上の個別接種を令和5年5月1日から7月2日、7月3日から8月31日_____のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>